12章　業務委託・請負・準委任　第Ⅳ部　類型

再委託の可否と責任

執筆　プロスパイア法律事務所　最終更新日　2026年11月14日

一　どういう場面か：委託先の先にもう一社いる

業務委託では、受託者が業務の一部を別の会社に出すことがよくあります。システムの開発を受けた会社が、プログラムの一部を別の開発会社に任せる。ビルの管理を受けた会社が、清掃を清掃業者に任せる。委託者から見ると、契約の相手方の先に、もう一社がいる形です。

再委託そのものについては、別稿3本で扱いました。何も書かなければ再委託できるのか、承諾をどう設計するかは別稿「再委託の可否と承諾の要否：請負なら自由、準委任なら制限という建付け」、受託者が再委託先の行為にどこまで責任を負うかは別稿『再委託先の行為に対する責任：「一切の責任を負う」は何も足していない』、個人データが再委託先に流れるときの条項は別稿「再委託の扱い：個人データが二次先へ流れるとき」が扱います。

本稿は、業務委託に固有の部分を扱います。委託が二段、三段と重なると、契約書の外にある法律が、段ごとに別々にかかってきます。とくに取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律。旧下請法）とフリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）は、再委託の段で初めて適用されることがあります。

二　何を見るか：業務委託に固有の部分

1　民法644条の2（要点）

委任では、受任者は、委任者の許諾を得たとき、またはやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任できません（注1）。準委任にもこの規定が準用されます（注2）。請負には、これに対応する規定がありません。

業務委託契約書の雛形では、受託者が再委託先候補の住所・名称、受託者との取引関係・取引実績、再委託する業務の内容・範囲などを委託者に通知し、委託者の事前の書面による承諾を得た場合に限って再委託できる、とするのが一つの型です（注3）。委託者は受託者の能力や技能を評価して委託先に選んでいるのだから、受託者が委託者の同意なく第三者に再委託できるとするのは望ましくない、という考え方によります（注4）。一方で受託者には、自社だけで業務を行うのが難しい場合に備えて、業務の全部または一部を再委託したいと考える場合もあります。再委託を禁止するのか、認めるならどういう決まりで認めるのかは、明確に定めておくべきです（注5）。この条項の組み方は、別稿「再委託の可否と承諾の要否：請負なら自由、準委任なら制限という建付け」で扱いました。

2　下請・孫請の多層構造

委託が重なると、段ごとに当事者が変わり、段ごとに力関係が変わります。委託者と受託者の間では対等に交渉できた条件も、受託者と再委託先の間では、受託者が強い側に立つことがあります。民法の644条の2は、委託者と受託者の間で再委託を許すかどうかを決める規定で、受託者と再委託先の間の取引条件には何も言いません。

取引条件のほうを縛るのは、取適法とフリーランス法です。この2つは、委託者と受託者の取引に適用されるかどうかとは別に、受託者と再委託先の取引に適用されるかどうかを、その段の当事者と取引の中身で判断します。

取適法は、子会社を間に挟む形にも手を打っています。資本金や従業員数の基準を満たす親会社が、直接委託すれば取適法が適用される相手に、子会社を通じて委託する場合です。子会社が親会社から役員の任免や業務の執行について支配を受け、親会社から受けた業務の全部または相当部分（たとえば委託の額または量の50%以上）を再委託するときは、子会社が委託事業者、再委託先が中小受託事業者とみなされます（注6）。子会社に発注し、子会社に再委託させることで規制を免れる、という脱法を防ぐための規定です（注7）。

3　再委託先が取適法の対象になるか

業務委託では、委託者と受託者の取引が取適法の外にあっても、受託者と再委託先の取引は取適法の内に入ることがあります。

取適法の「役務提供委託」は、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部または一部を、他の事業者に委託することです（注8）。他者に提供する

役務の委託だけが対象で、事業者が自ら用いる役務の委託は含まれません（注9）。工作機械メーカーが自社工場の清掃の一部を清掃業者に委託することは、自ら用いる役務の委託なので対象外です。これに対し、ビルメンテナンス業者が、請け負ったメンテナンスの一部であるビルの清掃を清掃業者に委託することは、役務提供委託に当たります（注9）。自社で当該役務を提供する能力がなくても対象になります（注9）。

一般の会社が自社の業務を外部に委託するとき、その委託は自ら用いる役務の委託であることが多く、その段は取適法の外になりがちです。ところが、受けた受託者がその業務の一部を再委託すると、受託者にとってそれは顧客に提供する役務の一部の委託なので、役務提供委託に当たります。情報成果物でも、ユーザーから開発を請け負ったソフトウェアの一部の開発を他の開発業者に委託することは、情報成果物作成委託に当たります（注10）。

あとは、受託者と再委託先の資本金・従業員数の関係で決まります。たとえば役務提供委託（運送、物品の倉庫での保管、情報処理を除く）では、資本金5千万円を超える法人が資本金5千万円以下の法人または個人に委託する場合などのほか、従業員100人を超える法人が従業員100人以下の事業者に委託する場合も対象になります（注11）。

対象になれば、受託者は委託事業者として、再委託先に対する義務を負います。目立つのは支払期日です。代金の支払期日は、役務提供委託なら役務の提供を受けた日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で定めなければなりません（注12）。公正取引委員会と中小企業庁のテキストは、委託事業者が、ユーザーからの入金が遅れていることを理由として、あらかじめ定めた支払期日に中小受託事業者への代金を支払わなかったことを、支払遅延の違反事例に挙げています（注13）。

取適法には、上流からの入金に合わせて下流への支払を遅らせる仕組みはありません。受託者は、委託者からの支払がいつになるかと関係なく、再委託先に60日以内に支払わなければなりません。

4　再委託先がフリーランスのとき

再委託先が、従業員を使用しない個人や、代表者のほかに役員がおらず従業員も使用しない法人であれば、フリーランス法の特定受託事業者に当たります（注14）。受託者が特定業務委託事業者（従業員を使用する事業者や、二以上の役員がある法人）であれば、給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で報酬の支払期日を定め、その日までに支払わなければなりません（注15）。

フリーランス法には、取適法にない再委託の特例があります。受託者が元委託者から受けた業務の全部または一部を特定受託事業者に再委託した場合で、再委託である旨、元委託者の氏名または名称、元委託業務の対価の支払期日（元委託支払期日）などを特定受託事業者に明示したときは、再委託の報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内で定めればよいことになります（注16）。再委託先との取引に取適法も適用される場合は、同法の60日以内の定めとの関係も別に確かめる必要があります。この場合、元委託者から前払金の支払を受けた受託者は、特定受託事業者に対しても、業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません（注16）。

契約の打切りにも、再委託の事情が考慮されています。特定業務委託事業者が、6か月以上の継続的な業務委託の契約を解除したり更新しなかったりするときは、少なくとも30日前までに予告しなければならないのが原則です（注17）。ただし、特定受託事業者に再委託をした場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ないときは、予告の必要がありません（注18）。

5　情報の流れ

再委託があると、委託者の秘密情報や個人データが、委託者の知らない先まで流れます。個人情報保護委員会のガイドラインは、委託元が再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、委託先の個人データの取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データの処理を再委託した結果、その再委託先が個人データを漏えいした場合を、必要かつ適切な監督を行っていない例として挙げています（注19）。再委託先に同等の義務を負わせる条項と、委託元の監督の範囲は、別稿「再委託の扱い：個人データが二次先へ流れるとき」で扱いました。

三　直し方

1　委託者の側から

委託者が見るのは、再委託先が誰で、どこまで重なっているかです。承諾の手続と、承諾の判断材料となる再委託先の情報は、雛形のように条項で決めておきます（注3）。委託者は、どの第三者に、どの範囲を、なぜ再委託するのか、再委託しても支障はないかを理解したうえで承諾するかどうかを決めたいので、これらを示して事前に書面で承諾を求める手続にします（注20）。再委託先が業務を適切に行わなかったことによる損害は事後に回復

しにくい場合もあるので、再委託先に受託者と同等の義務を負わせることを承諾の条件にし、再委託先が委託者に損害を与えたときは受託者も連帯して賠償責任を負う、と定めておきます。受託者の希望で再委託をしていること、再委託先は受託者の業務遂行を補助する立場にあることが理由で、再委託先の業務と受託者の監督が適切に行われるようにする意味があります（注20）。そのうえで、多層構造に固有の手当てとして、再委託先がさらに外部に出すこと（再々委託）を承諾の対象に含めます。

> 第〇条　乙は、再委託先が本件業務の全部又は一部をさらに第三者に委託する場合には、前条第1項に準じて、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
> 2　乙は、再委託先との契約において、前項の承諾を得ないで第三者に委託してはならない旨を再委託先に義務付ける。

2　受託者の側から

受託者が見るのは、上流の契約と下流の契約の条件がかみ合っているかです。委託者との契約で引き受けた義務（秘密保持、成果物の権利の帰属、契約不適合の期間）を、再委託先との契約でも再委託先に負わせておかなければ、受託者だけが委託者に対して責任を負う形になります。逆に、支払条件は上流と下流で同じにできるとは限りません。取適法やフリーランス法が適用される段では、再委託先への支払期日は法律が上限を決めています。

受託者の側からは、再委託の入口を広げておくことも考えます。繁忙期の人員の確保や納期との関係で、すべての業務を自社で行うのが難しくなる場面があるからです。誰が行っても問題のない性質の業務なら、再委託を制限する条項そのものの削除を求める方法があります。制限を残すなら、承諾のほかに「正当な理由」がある場合にも再委託できるとし、委託者は、再委託によって業務の遂行に著しい支障が生じる場合でなければ承諾する、という文言にして承諾を得やすくします。再委託先が契約の時点で決まっていて委託者も了承しているなら、その会社への再委託は承諾なしにできると契約書に書いておきます（注21）。委託者の側から見れば、「正当な理由」を認めるにしても、人員確保や納期の遵守の観点からと明記して、その中身を絞る提案をすることになります（注21）。

> 第〇条　乙は、甲の書面による承諾を得て本件業務の一部を再委託するときは、再委託先との契約において、次の事項について本契約と同等以上の義務を再委託先に負わせる。
> 一　秘密保持及び個人データの取扱い
> 二　成果物に関する権利の帰属
> 三　成果物の契約不適合に関する責任及びその期間
> 2　甲及び乙は、乙が再委託先に対して負う代金又は報酬の支払義務について、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が適用される場合には、甲から乙への支払が遅れたときであっても、乙は当該法律の定める期日までに支払わなければならないことを確認する。

四　相手方への説明のしかた

委託者が再々委託まで承諾の対象にしたいときは、「どの会社が実際に作業をしているかを把握したい」と言えば足ります。個人データが流れる業務であれば、個人情報保護法上の委託元としての監督の必要を理由に挙げられます（注19）。秘密情報が流れる業務でも、情報がどこまで渡るかを把握したい、という説明ができます。受託者にとっても、再委託先を一つずつ承諾してもらう手間は増えますが、承諾を得た先なら後から問題にされにくくなります。

受託者が上流の支払条件を早めてほしいときは、取適法を持ち出せます。「再委託先には法律上60日以内に支払う義務があり、御社からの入金を待って支払うことはできない。上流の支払サイトが長いと、その差を当社が立て替えることになる」という説明です。再委託先がフリーランスで、フリーランス法の再委託の特例を使うなら、支払期日は元委託支払期日から30日以内で足りますが、元委託支払期日を再委託先に明示する必要があります。委託者の支払期日を受託者が正確に把握できる書き方にしてほしい、と求める理由になります。

五　どこまで直すか

委託者の側で、再委託の制限をどこまで厳密にするかは、その業務が受託者自身で行わなければ目的を達成できないものか、受託者が単独で遂行できるかを考えて決めます（注20）。再々委託の承諾は、個人データや重要な秘密情報が流れる業務、品質が特定の担い手に依存する業務では強く求めます。単純な作業の委託で、受託者の管理体制が確認できていれば、再委託先の事後報告にとどめる書き方でも足ります。

受託者の側では、上流の契約の支払条件と、下流の再委託先に対する法律上の支払期日との差を、まず数字で

確かめます。差がなければ、条項で手当てする必要はありません。差があり、しかも再委託の比率が大きい業務なら、上流の支払条件の交渉に時間を使う価値があります。

取適法そのものの適用範囲と禁止行為の全体は、別稿「取適法（旧下請法）の適用範囲と4つの義務・11の禁止行為」が扱います。業務委託の条項が取適法のどの禁止行為に触れるかは、別稿「業務委託契約の条項が取適法のどの禁止行為に触れるか」で扱います。

参考文献等

（注1）民法644条の2第1項

（注2）民法656条

（注3）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）183頁（業務委託契約書の雛形4条）

（注4）前掲注3・192頁

（注5）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）200頁

（注6）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律2条10項。公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和7年11月）21～22頁

（注7）前掲注6・中小受託取引適正化法テキスト21頁

（注8）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律2条4項

（注9）前掲注6・中小受託取引適正化法テキスト15～16頁

（注10）前掲注6・中小受託取引適正化法テキスト13頁

（注11）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律2条8項・9項。前掲注3・172頁の図2-2

（注12）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律3条1項

（注13）前掲注6・中小受託取引適正化法テキスト70～71頁

（注14）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律2条1項

（注15）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律2条6項・4条1項・5項

（注16）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律4条3項・6項

（注17）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律13条1項・16条1項、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令3条

（注18）厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則4条2号。前掲注3・181頁

（注19）個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月、令和8年6月一部改正）3-4-4の事例3

（注20）前掲注5・203～204頁

（注21）前掲注5・202～203頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/gyomu-itaku-saiitaku-tasou/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「再委託の可否と責任」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。